

公益社団法人東京都医薬品登録販売者協会定款施行細則

第 1 章 会 員

(会 員)

第 1 条 定款第 5 条 1 項の登録販売者となる資格を有する者とは次に掲げる者とする。

- (1) 都道府県知事の行う登録販売者試験に合格した者
- (2) 薬事法（平成 1 4 年法律第 9 6 号）第 2 8 条に規定する薬種商販売業の許可を受けた個人又は団体等の役員

(登録販売者の名札の交付)

第 2 条 会員が定款第 6 条により入会し、登録販売者として従事登録を完了している場合には登録販売者の名札を無償にて交付する。

2 登録販売者の名札を破損又は失ったときは、その再交付の申請をすることができる。ただし、その場合には、理事会において定める金額を徴収するものとする。

(登録販売者の名札の返納)

第 3 条 会員が定款第 8 条による退会、第 9 条による除名、第 1 0 条による会員の資格喪失に至ったときは、登録販売者の名札を返納しなければならない。

(会員名簿)

第 4 条 本会の会員名簿に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 会員の種別
- (2) 会員氏名及び住所（法人であるときは主たる事務所の所在地以下同じ）
- (3) 店舗の名称及び所在地
- (4) 電話番号
- (5) その他特に必要とする事項

第 2 章 部及び委員会

(部 則)

第 5 条 本会の会務を円滑に遂行するため、次の部を置く。

総務部、経理部、薬事広報部、研修部、広報出版部、養成部

(構 成)

第 6 条 各部に部長 1 名、副部長 1 名～2 名、部員若干名を置くことができる。

2 部長及び副部長は理事会の承認を得て会長が理事の内から委嘱する。

3 部員は、理事会の承認を得て会長が会員の内から指名する。

(会務分掌)

第 7 条 各部は次の事項を行う。

総務部	他の部に属さない事項
経理部	予算、決算、経理に関する事項
薬事広報部	広く消費者に対する薬事知識普及啓発に関する事項、公衆衛生向上に関する事項
研修部	登録販売者の資質向上に関する事項
広報出版部	機関紙の発行、情報伝達に関する事項
養成部	登録販売者の育成に関する事項

(委員会)

第8条 定款第47条に規定する委員会については次の各号に掲げるものとする。

- (1) 委員の互選によって委員長、副委員長を選出する。
- (2) 委員長は委員会の結果について、会長に答申するものとする。
- (3) 委員会の委員の任期については、別段の定めをしたものを除き、本会の理事の任期と同じとする。

第 3 章 会 計

(会 費)

第9条 会費は会費規程第5条第2項に規定する期日までに本会に納付しなければならない。

2 会費の納入方法等は、会費規程第5条及び第6条に定める。

(使途を指定した寄付)

第10条 特に使途を指定した寄付は、理事会の承認がなければ受けることができない。

(基 金)

第11条 本会は総会の決議を経て資産の一部を基金とすることができる。

2 基金及び不動産は、総会の決議を経なければ処分することができない。

(積立金)

第12条 本会は債務又は特別の経費の支弁に充当するため、予め資金の一部を積立金とすることができる。

2 前項の積立金は、その目的以外に使用することはできない。

3 積立金を、目的以外に使用するときは、総会の決議による。

(一時借入金)

第13条 資金に不足を生じたとき、又は運営上必要のあるときは一時借入金をすることができるが当該年度の歳入を以て償還する。

(現金の管理)

第14条 資産のうち、現金は郵便局又は理事会の指定する銀行若しくは信託会社に貯預託して管理する。

(経理規程)

第15条 この章に定めるものの他、会計に関する事項は理事会の承認を得て、別に定めることができる。

第 4 章 細 則 の 変 更

第16条 この細則の変更は定款第49条に基づき理事会の決議を経て変更することができる。

第 5 章 雑 則

(委 任)

第17条 この細則に定めなき事項は、理事会の決議を経て執行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。